

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【公表番号】特表2018-524420(P2018-524420A)

【公表日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2018-033

【出願番号】特願2017-561341(P2017-561341)

【国際特許分類】

C 08 L	101/12	(2006.01)
A 23 L	2/00	(2006.01)
A 23 L	2/42	(2006.01)
C 12 H	1/00	(2006.01)
B 65 D	81/26	(2006.01)
C 08 K	3/014	(2018.01)

【F I】

C 08 L	101/12	
A 23 L	2/00	W
A 23 L	2/00	N
C 12 H	1/00	
B 65 D	81/26	S
C 08 K	3/014	

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月24日(2019.5.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

疎水性ポリマー；

脱酸素剤；

親水性ポリマー；

を含む、脱酸素性ポリマー。

【請求項2】

前記親水性ポリマーおよび前記脱酸素剤の粒子がそれぞれ、前記疎水性ポリマーのマトリックス全体に分散される、請求項1に記載の脱酸素性ポリマー。

【請求項3】

前記親水性ポリマーが、エチレンビニルアルコール、ポリビニルアルコール、およびポリアミドなどのポリエステルからなる群から選択される、請求項1または2に記載の脱酸素性ポリマー。

【請求項4】

前記脱酸素性ポリマーが、脱酸素剤を約5～約20%、親水性ポリマーを約1～約6%含む、請求項1から3のいずれか一項に記載の脱酸素性ポリマー。

【請求項5】

前記脱酸素剤が、水活性化脱酸素剤である、請求項1から4のいずれか一項に記載の脱酸素性ポリマー。

【請求項6】

前記水活性化脱酸素剤が、亜硫酸ナトリウム、アスコルビン酸ナトリウム、亜硫酸カリウム、およびアスコルビン酸カリウムからなる群から選択される、請求項5に記載の脱酸素性ポリマー。

【請求項 7】

前記疎水性ポリマーが、ポリエチレンまたはポリプロピレンなどのポリオレフィン；ポリエチレンテレフタレート(PET)などのポリエステル；熱可塑性エラストマー、例えば熱可塑性加硫物スチレンイソプレンブタジエン、ポリメチルペンテン、ポリブテン-1、ポリイソブチレン、エチレンプロピレンゴム、およびエチレンプロピレンジエンモノマーゴム；および2種類以上のかかる疎水性ポリマーのブレンドからなる群から選択される、請求項1に記載の脱酸素性ポリマー。

【請求項 8】

前記脱酸素性ポリマーが、タルクを含む、請求項1に記載の脱酸素性ポリマー。

【請求項 9】

脱酸素性ポリマーを含有する装置であって、前記脱酸素性ポリマーが：

- a) 疎水性ポリマー；
- b) 脱酸素剤；および
- c) 親水性ポリマー

を含む、装置。

【請求項 10】

前記装置が、飲料容器の密閉部であり、前記密閉部がシェルおよび封止部材を含む、請求項9に記載の装置。

【請求項 11】

前記シェルが前記疎水性ポリマーで構成され、前記封止部材が熱可塑性エラストマーで構成され、かつ前記脱酸素剤が前記封止部材内で分散される、請求項10に記載の装置。

【請求項 12】

- a) 請求項1に記載の脱酸素性ポリマーを含む、少なくとも1つの壁；
- b) 少なくとも1種類の飲料または飲料成分；

を含む、容器。

【請求項 13】

前記少なくとも1種類の飲料または飲料成分が、飲料、飲料濃縮物、飲料成分、および濃縮飲料成分からなる群から選択される、請求項12に記載の容器。

【請求項 14】

一定体積の前記飲料濃縮物が、前記飲料濃縮物がそれから誘導される、等しい体積の飲料の約2～約6倍の糖分およびアルコール分を含む、請求項13に記載の容器。

【請求項 15】

a) 少なくとも1つの壁と、少なくとも1種類の飲料成分と、を含む第1容器を含む、請求項12に記載の装置を提供する工程と、

b) 前記飲料成分を液体で希釈して飲料を調製する工程と、
を含む、飲料を調製する方法。